

第1部

総論

第1章 長野県における環境行政の動き

県では、「全てのものの参加と連携の下、自然と人たちが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築く」という「長野県環境基本条例」の理念の実現に向けて、各種施策を推進しています。

1 地球温暖化対策

地球温暖化対策については、温室効果ガス*排出量の増加や東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に伴うエネルギー情勢の変化を踏まえ、地球温暖化対策と環境エネルギー政策を統合して推進するため、2013（平成25）年2月に「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」を策定し、2020年度を短期目標として、省エネルギー化の促進、自然エネルギーの普及拡大、総合的な地球温暖化対策の推進を政策の3本柱として取り組むこととしました。また、「長野県地球温暖化対策条例」を改正し、より実効性の高い地球温暖化対策を実施していくこととしました。

省エネルギー化の促進については、条例改正により対象事業者を拡大することとした「事業活動温暖化対策計画書制度」や、建築物の新築に当たって環境エネルギー性能や自然エネルギー導入を検討いただく制度を実施したほか、家庭の省エネサポート制度の拡大に努めました。

自然エネルギーの普及拡大については、「地域主導型自然エネルギー創出支援事業」や「自然エネルギー地域発電推進事業」により、地域主導型の自然エネルギー事業の支援を行いました。また、「自然エネルギー信州ネット」との連携や、「1村1自然エネルギープロジェクト」、「小水力発電キャラバン隊」の実施などを通じて自然エネルギー利用のノウハウの向上に努めました。さらに、環境エネルギー分野の技術やノウハウの製品化・サービス化に向けた企業等の取組を産官学民連携による「環境エネルギー分野の産業化研究会」により支援しました。

これらの取組により、2017（平成29）年度の「発電設備容量でみるエネルギー自給率」*は88.1%となりました。

また、長野県環境エネルギー戦略の策定から5年度目となる2017（平成29）年度には、県内外の情勢の変化や各施策の運用状況等を踏まえて中間見直しを行い、目標の達成に向けて取組が必要な8項目について、それまでの施策に追加して統合的に推進することとしました。

※「長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン）」に掲げる目標（70.0%）は、2013（平成25）年度に4年前倒しで達成したことに伴い、2015（平成27）年度において2017（平成29）年度の目標を100.0%に上方修正しました。

2 廃棄物対策

廃棄物対策については、環境の保全と循環型社会の形成を目指し、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の推進及び廃棄物の適正処理の確保に向け、長野県廃棄物処理計画（第4期）に基づき、施策を展開しました。

一般廃棄物*については、市町村が行う一般廃棄物の減量や資源化を一層推進するための技術的支援として、優良事例の情報提供や研修会などを行いました。

また、レジ袋や食品ロスの削減などの身近な取組を通じ、県民の生活全般に廃棄物の発生抑制の意識が浸透するよう、県民や事業者、市町村などとの協働により「レジ袋削減県民スクラム運動」や「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」を展開しました。

さらに、しあわせ信州創造プランに掲げる「県民1人1日当たりのごみ排出量800g以下」を目指し、地域振興局ごとに設置した「チャレンジ800実行チーム」による取組などを進めた結果、2016（平成28）年度の県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（2018（平成30）年4月公表）は822gとなり、3年連続で、全国で最も少ない県となりました。

産業廃棄物*の発生抑制や資源化の推進については、産業廃棄物3R実践講習会や産業廃棄物3R専門研修会を開催し、先駆的な取組事例の紹介や、具体的なアドバイスを行いました。

廃棄物の適正処理の確保については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」）及び「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」（以下「廃棄物条例」）に基づき、排出者や処理業者などに対して指導や処分を行っています。また、廃棄物処理施設などの設置に当たり、事業計画者に対して、

*環境関係用語の解説 温室効果ガス→p.184、一般廃棄物→p.184、産業廃棄物→p.186

地域との合意形成を図ることを目的とし、関係住民等と説明会等の開かれた場において十分な意思疎通を図る事業計画協議を義務付けています。

3 水・大気環境保全対策

水環境については、現在、そして、将来の世代が、清らかで豊かな水資源を引き続き享受できるよう保全していく必要があります。近年、全国的に目的不明な森林買収の事例や、涵養機能の低下による水位の低下などを契機として、水資源の重要性に対する認識が高まっています。

また、現在、県内河川の環境基準*達成率は高い水準で推移していますが、湖沼の環境基準達成率は40%前後で横ばい傾向にあり、市街地や農地等の非特定汚染源からの汚濁負荷の削減が課題になっています。

こうした中、県では、県民共有の貴重な財産である水資源や水辺環境を保全するため、2013(平成25)年3月に水資源保全地域の指定と同地域における土地取引等の事前届出制を盛り込んだ「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」を制定するとともに、「第5次長野県水環境保全総合計画」や「第7期諏訪湖水質保全計画」を策定し、県民との協働により、水量、水質、流域、水辺など水環境の保全に係る施策を総合的に推進しています。

生活排水対策については、快適で衛生的な生活環境の提供とともに、良好な水環境を保全する上で重要な役割を担っています。県では、2016(平成28)年3月に策定した長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想の下、市町村と連携を図りながら、生活排水施設の持続可能な管理経営による良好な水環境の保全への取組を進めています。2017(平成29)年度末の汚水処理人口普及率は、97.8%(全国第6位)と、本県の生活排水施設の整備は、概ね完了を迎えています。

大気環境については、光化学オキシダント*を除き、二酸化窒素等常時監視を行っている全ての項目が環境基準を達成しており、概ね良好な状況にあります。

有害化学物質対策については、ダイオキシン類*の環境調査や、焼却施設の排ガス検査を行い、環境基準や排出基準の達成状況を把握し、発生抑制の指導や情報提供を行っています。

4 自然保護対策

わが国は、世界の中で「生物多様性*のホットスポット」と評価されていますが、複雑な山岳地形や気候などの要因から、とりわけ本県は、生物多様性に富んでいます。

しかしながら、里地・里山*利用の衰退、ニホンジカや外来生物の分布拡大、地球温暖化の影響などにより、現在、多くの野生動植物の生息・生育環境が脅かされています。

このような危機的状況を改善するため、県では、2012(平成24)年2月に策定した「生物多様性ながの県戦略」に基づき、本県の生物多様性の保全や持続可能な利用の推進に向けた施策を着実に推進しています。

2012(平成24)年度には、県内の希少野生動植物の生息・生育状況の現状を明らかにした「長野県版レッドリスト*」の改訂に着手し、2013(平成25)年度は「長野県版レッドリスト(植物編)2014」、2014(平成26)年度には「長野県版レッドリスト(動物編)2015」を策定し、動植物合わせて259種を追加しました。

特に保護することが必要な野生動植物については、「長野県希少野生動植物保護条例」に基づき、2016(平成28)年度までに14種の「保護回復事業計画」の策定を行いました。この計画は、種ごとに具体的な保護対策等を記載しており、全国でも特徴的な取組であると評価されています。

また、長野県が誇る山岳に対する関心は高く、外国人登山者の増加やバックカントリースキーやボルダリング、トレイルランなど、山岳の利用形態は多様化しています。一方で、2013(平成25)年以降の遭難者数は毎年300人を超えており、2015(平成27)年度には、長野県登山安全条例を制定、山岳関係者や行政機関からなる山岳環境連絡会において「山岳の環境保全及び適正利用の方針」を策定し、安全な登山のための環境整備を推進しています。

* 環境基準→p.185、光化学オキシダント→p.185、ダイオキシン類→p.187、生物多様性→p.186、里山→p.186、長野県版レッドリスト→p.187